

# 2011年度事業計画

自 2011年4月 1日

至 2012年3月31日

日 本 財 団

# 目 次

1. 方 針.....	2
2. 事業計画.....	3
2.1 助成事業.....	3
(1) 海洋船舶関係事業	
(2) 公益・福祉関係事業	
2.2 海外協力援助事業.....	6
2.3 国内協力援助事業.....	7
2.4 情報公開事業.....	7
2.5 調査研究事業.....	7
2.6 ビル運営事業.....	8
2.7 貸付事業.....	8
3. 事業資金.....	9

## 1. 方 針

当財団の財源であるモーターボート競走事業の売り上げは、関係者の特段の努力にもかかわらず、依然、減少傾向が続き厳しい状況にある。2011 年度における当財団への交付金収入は、前年度比 5.3%減の見込みである。

このような状況の中、当財団はこれまで同様に限られた資金を有効に活用すべく、財団運営の効率化を一層図るとともに優先順位をもって事業を推進していく必要がある。

また当財団は、民の立場で公の仕事を実践し、より良い社会への変化の引き金の役割を果たすことを使命とし新たな事業の創造に努めるとともに、公益財団法人への移行を契機に、より積極的に公益活動を推進していく必要があると認識している。

2011 年度の事業計画及び収支予算は、これらの認識を踏まえた上で、2010 年 12 月に策定した「事業計画及び収支予算作成の基本方針」に基づき作成及び編成した。

また、業務の遂行にあたっては、財団の活動指針「七つの鍵」を遵守する。

### 日本財団活動指針「七つの鍵」

- ① あまねく平等にではなく、優先順位を持って、深く、且つ、きめ細かく対応すること
- ② 前例にこだわることなく、新たな創造に取り組むこと
- ③ 失敗を恐れずに速やかに行動すること
- ④ 社会に対して常にオープンで透明であること
- ⑤ 絶えず自らを評価し、自らを教育すること
- ⑥ 新しい変化の兆しをいち早く見つけて、それへの対応をすること
- ⑦ 世界中に良き人脈を開拓すること

## 2. 事業計画

### 2.1 助成事業

事業計画策定に当たり、新規事業については、目的、計画の具体性、実施の方法と体制、成果の見通し等について多角的に審査した。さらに新たな視点に立って時代や社会の変化に即した民間主導の独自性のある事業については特に配慮した。

継続事業については、社会情勢に対応する事業の役割と期待される成果を勘案して、その必要性を再確認し見直しを行った。

また、事業年度開始後に実施の必要が生じた事業に対応するため、年度内募集を実施する。

なお、本事業は「1号交付金補助業務規程」「2号交付金補助業務規程」に基づき実施する。

#### (1) 海洋船舶関係事業

船舶関係事業、海難防止事業等の振興のために実施する事業である。

わが国の造船・船用業界は、海運市況の緩やかな回復に支えられる形で新たな受注が増え始めているが、船舶の供給能力が世界的に大きく拡大する中、供給過剰からくる船価の下げ圧力や原材料の高騰、急激な円高等、引き続き予断を許さない状況である。

また、2007年の海洋基本法の施行で急務となっている沿岸域の総合的管理体制の構築や海洋教育の推進は依然として縦割りの取り組みが行われており、総合的な取り組みに関する体制構築や連携の促進が一層求められている。特に、地域における体制や連携を持続するために、地域資源を持続的に循環する仕組みをいかに構築するかが重要な課題となっている。

海外に目を向けると、船舶の航行安全の分野では、マラッカ・シンガポール海峡において、「協力メカニズム」の中核となる「航行援助施設基金」が沿岸国を中心に利用国・民間により設置された。厳しい経済情勢ではあるものの今後は船主や荷主の海運業界団体等多様なステークホルダーの積極的、自主的な協力が期待されている。また、海洋環境の分野では、船舶排出ガス等の従来からある海の上の環境問題だけでなく、水産資源管理等の海の中の問題、人間の経済活動と広範、かつ複合的に関わる環境問題への対応が引き続き重要な課題となっている。

このように国際海事社会が直面している海洋の諸問題については、個々の政府による一方的、単一的な措置のみで対処するのは極めて困難な状況にあり、IMO等の国際機関を中心とした各国協働による対策や民間との連携を促進して、共通の課題解決に取り組む必要がある。また、複

雑化する海洋問題に対応していくために、量的にも質的にも教育・訓練された人材の育成や課題解決に向けた仕組みづくりの必要性が、世界全体として高まっている。

これらを踏まえ、2011年度は、多様な分野、関係者の「つながり」を創りだすことを意識した上で、下記に掲げる支援の柱に沿って事業展開を図る。

1) 船舶、海運に関する技術の研究・開発と産業の基盤強化

世界的に高まる環境問題に対応する技術の研究開発や国際基準等の作成、海外における積極的な情報収集などを行うことや技術の伝承及び人材育成等、産業基盤の強化を図るための活動

2) 海洋に関する研究及び情報・体制の整備

ア. 国際的な海洋問題に効果的に対処するために必要な知識、能力を持った人材の育成を図るため、大学や国際機関等との連携をとりながら、次世代に向けた学際的な講座の設置など教育及び研究を推進する活動

イ. わが国の「海洋基本法」の制定に伴い「海に守られた日本から、海を守る日本」に向けて、陸からの視点ではなく海からの視点に基づく総合的な海洋政策の立案・実行を積極的に推進し、支えるための民間の活動

ウ. 地球規模で進行する漁業資源の減少に対処するために必要な、総合的、持続的な資源管理の取り組み

3) 航行の安全確保及び海上災害対策

マラッカ・シンガポール海峡の国際的な安全管理体制を促進させる事業など、航行安全、海洋環境保全等に関わる諸問題に取り組む活動

4) 海・船に関する国民の理解促進

生活を取りまく様々な場や機会を利用して、専門家や研究者にとどまりがちな海・船の知識や重要性を広く一般に普及・啓発するための活動

ア. 博物館等が行う海や船に関する企画展の開催や造船所の見学会、体験学習等を通じた理解促進活動

イ. 海に親しむ活動の推進

ウ. 海とともに暮らしてきた人々の生活文化や技術を後世に継承するための活動や地域の発展を目指す持続可能な活動

## (2) 公益・福祉関係事業

観光、体育、社会福祉等、公益の増進を目的とし実施する事業である。

近年我が国では、地域の古き良き文化が崩壊し、人と人との絆も薄れつつある。また人間の命や尊厳が軽んじられる風潮も見受けられ、総じて「もの」を大切にしようとする文化や良き価値が損なわれつつある。

こうした状況下、より良い社会を創造するため、行政、企業CSRと公益セクターの三者が調和のとれた活動をする社会を目指すことが重要と認識する。国内における公益活動やボランティア活動への支援においては、「もったいないをカタチに」という理念のもと、より良い社会の実現に向けてこれら三者の触媒の役割を果たしていく。

2011年度は下記に掲げる支援の柱に沿って事業を行う。

- 1) 障害者や高齢者が自立して暮らす社会を目指して
  - ア. 改修による地域福祉拠点整備
    - ①空き店舗や民家を活用して福祉拠点をつくる活動
    - ②既存福祉施設をリフォームして環境を改善する活動
  - イ. 福祉車両の配備
    - ①地域での暮らしを支えるための車両の配備
    - ②障害者の就労を支援するための車両の配備
- 2) ひとり一人の尊厳が重んじられる社会を目指して
  - ア. ホスピス・プログラム
    - ①緩和ケアナース及びドクターの養成
    - ②地域におけるホスピス活動の実践
  - イ. 社会的養護を必要としている子どものための仕組みづくり
  - ウ. 犯罪被害者、自殺者の遺族に対する支援
- 3) 親子の絆、コミュニティ内の絆が強い社会を目指して
  - ア. 親学「親が変われば子どもも変わる」の推進
  - イ. 郷土愛の醸成を目指した郷土検定の推進
  - ウ. 地域課題解決のためのチャリティ事業支援
- 4) 自然と調和し、健康で文化的な生活をしている社会を目指して
  - ア. 農業復興のための先駆的な仕組みづくり
  - イ. ボランティア参加型の間伐材の搬出システムの構築
  - ウ. 防災林としての鎮守の森、学校林の再生
  - エ. 大学などの地域資源を活かした社会貢献支援

## 2. 2 海外協力援助事業

国際的な医療、保健、衛生又は社会福祉の増進、国際親善の推進、海事に関する事業の振興、および災害救援活動を目的として実施する事業である。

世界は、貧困、飢餓、疾病、紛争など国境を越えた多くの課題に直面している。日本の国際貢献や民間非営利組織の果たすべき役割が一層期待される中、海外協力援助事業では、これら地域的・地球的課題を解決し、社会的弱者を救済し、より良き世界、より良き未来を実現するための活動を支援する。

各国政府のみでは解決できない諸課題に対応するには、ニーズを的確に捉えて迅速、柔軟に効率的な支援を国際的に行うこと、そして、有効な解決方法を模索し、実践につなげていくには、豊富な知識と経験をもとに活動する人材の育成と人的ネットワークを構築することが重要である。

2011年度は、以下を2本の柱として、国連・国際機関、NGOをはじめとする社会セクター、地域コミュニティーなど、多様なセクターの環境の変化に柔軟に対応した取組みを支援する。

なお、本事業は「海外協力援助業務規程」に基づき実施する。

### 1) 相互理解の促進と国際的ネットワークを構築する事業

人材育成とネットワークの構築、日本に対する理解促進と日本の持つリソースの活用、日系社会に対する支援、「次世代へ海を引き継ぐ」をテーマにした事業展開など、諸問題を根本から解決し、新たな価値観や文化を生み出すために不可欠な相互理解の促進と国際的ネットワークの構築を目指す。

### 2) BHN（ベーシック・ヒューマン・ニーズ）を充足する事業

プライマリーヘルスケアにおける伝統医療の活用、アフリカ等における食糧増産、視聴覚障害者支援、アジアにおける義手義足の提供及び義肢装具士の育成、基礎教育の向上、ハンセン病の制圧及び社会的差別の解消などの事業を通じて貧困、病苦を緩和し、貧しく社会的なハンディを持つ人々が自立し、健やかな生活を送ることがきる社会を目指す。

## 2. 3 国内協力援助事業

主に法人格の無いボランティア団体等が行う活動を支援する事業である。対象とする事業の分野並びに事業を実施するための支援の柱は、2.1 助成事業の(1)海洋船舶関係事業及び(2)公益・福祉関係事業と同様だが、青パトの配備や郷土検定の推進など、より地域に密着したものが特色であり、市民の知恵と工夫を活かした活力あるまちづくりを目指す。

なお、本事業は「国内協力援助業務規程」に基づき実施する。

## 2. 4 情報公開事業

当財団がより良い社会への変化を促す引き金の役割を果たすため、また社会に対し常にオープンで透明であるため、効果的かつ効率的な情報の発信・公開を徹底して行っていく。また、ボートレース業界を取り巻く環境が依然厳しい状況にある中、ボートレースの交付金が当財団を通じて、世の中のために役立てられているということを広く周知していく。

コストのかかる新聞や雑誌などの広告は必要最小限に止め、WEBサイト上で展開しているサービスを最大限に活用した広報活動を徹底して進める。具体的にはホームページをさらに充実していくほか、ブログマガジン、YouTube、Twitterなどで財団や助成団体の活動を積極的に紹介する。また、海外の人々の理解を促進するため、英語での情報発信にも力を入れていく。

以上の方針のもと、経費節約に努めながらも、効率的に質の高い情報をより多く提供していくことで、効果的な情報公開の実現を目指す。

## 2. 5 調査研究事業

新規事業の発掘を中心に助成事業、協力援助事業の質的向上を図ることを目的に財団自らが行う事業である。2011年度も引き続き、先駆的かつ波及的効果が期待できる助成事業を発掘するための調査研究を積極的に推進する。また、助成事業及び協力援助事業について外部評価機関による評価と財団自らによる評価を実施し、事業の透明性の一層の向上を図るとともに、当財団自身の事業と組織についても外部評価機関による評価を行う。さらに、公益活動の活性化及び公益団体の自立促進、新規事業の発掘を目的として「CANPAN」の充実と寄付文化の醸成を図り、助成事業の効率化・活性化を目指す。



## 2. 6 ビル運営事業

公益活動を行う団体に低廉な賃貸料で活動スペースを提供するとともに、当財団を中心に入居団体の協調、情報の共有及び効果的な情報発信を行うことを目的に日本財団ビル、日本財団第二ビルの運営を行う。

## 2. 7 貸付事業

造船関係貸付事業の融資対象者である造船関係事業者及び船用関係事業者は、新興国の資源・エネルギー利用や先進国の生産品需要からくる海運市況の緩やかな回復に支えられる形で、新たな受注に動き始めている。

しかしながら、世界的な船舶の供給能力が大きく拡大している中、供給過剰からくる船価の下げ圧力や原材料の高騰、急激な円高等、引き続き予断を許さない状況である。

そのため、造船・船用関係事業者は、今後も厳しい事業環境を慎重に見極めながら、設備投資を行うことが予想される。

こうした動きの中にあって、造船・船用関係事業者に対し安定した融資を一貫して行ってきた本制度への期待は依然大きく、今後は特に運転資金を中心とした資金需要が見込まれる。

これらの状況を踏まえ、2011年度も中小企業を中心とした造船・船用関係事業者に対して、安定的な資金の供給を積極的に行うことで、経営基盤強化に資することとする。

### 3. 事業資金

2011年度に予定する収益は、モーターボート競走法第25条の規定により施行者から受け入れる交付金、事業収益等である。収益予定総額及びその内訳は、次のとおりである。

#### 【会計基準変更による正味財産ベースの収益見込】

収益総額	22,819,673千円
1号交付金	11,546,501千円
法第25条交付金	10,775,726千円
事業収益	605,889千円
運用益	153,618千円
その他収益	11,268千円
2号交付金	11,273,172千円
法第25条交付金	10,596,050千円
事業収益	82,320千円
運用益	94,102千円
その他収益	500,700千円

#### 【参考：資金収支ベースの収入総額】

収入総額	28,825,827千円
1号交付金	14,767,146千円
事業活動収入	
法第25条交付金	10,775,726千円
事業収入	605,889千円
運用収入	153,618千円
その他収入	11,268千円
投資活動収入	
業務費平衡基金取崩収入	2,500,000千円
その他引当資産取崩収入	13,060千円
前期繰越収支差額	707,585千円
2号交付金	14,058,681千円
事業活動収入	
法第25条交付金	10,596,050千円
事業収入	82,320千円
運用収入	94,102千円
その他収入	500,700千円
投資活動収入	
業務費平衡基金取崩収入	2,500,000千円
その他引当資産取崩収入	2,940千円
前期繰越収支差額	282,569千円